

市第 103 号議案

横浜市環境影響評価条例の一部改正

横浜市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市環境影響評価条例の一部を改正する条例

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「計画段階配慮書（」の次に「第57条の 2 を除き、」を加える。

第19条第 1 項中「限る」の次に「。以下「方法書対象市民等」という」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（方法書説明会の開催等）

第19条の 2 事業者は、第18条第 1 項の公告の日から30日以内に、方法書対象地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、方法書対象地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、方法書対象地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催する場合は、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書面を、速やかに、市長に提出するとともに、方法書説明会の開催を予定する日の10日前までに、これらの事項を方法書対象市民等に周知させな

なければならない。

3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項の規定による周知をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第18条第1項の縦覧期間内に、方法書の概要を記載した書類の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。

4 事業者は、方法書説明会が終了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 方法書説明会の開催に関する周知結果

(2) 方法書の概要に関する周知結果

(3) 方法書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要

第24条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第19条の2第4項第3号に掲げる事項

第27条第2項を次のように改める。

2 第19条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により事業者が説明会を開催する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「方法書説明会」とあるのは「説明会」と、同条第2項中「方法書対象市民等」とあるのは「対象市民等」と、同条第3項中「第18条第1項」とあるのは「第25条第1項」

と、「方法書の」とあるのは「準備書の」と、同条第 4 項中「方法書の」とあるのは「準備書の」と読み替えるものとする。

第27条第 3 項及び第 4 項を削る。

第32条第 2 号中「第27条第 4 項第 3 号」を「第27条第 2 項において準用する第19条の 2 第 4 項第 3 号」に改める。

第50条第 2 項の表以外の部分中「第24条第 4 号」を「第24条第 2 号」に、「及び第 7 号才」を「、第 6 号及び第 8 号才」に改め、同項の表第24条第 2 号の項中「第24条第 2 号」を「第24条第 3 号」に改め、同表第24条第 3 号の項中「第24条第 3 号」を「第24条第 4 号」に改め、同表第24条第 6 号の項中「第24条第 6 号」を「第24条第 7 号」に改め、同表第24条第 7 号アの項中「第24条第 7 号ア」を「第24条第 8 号ア」に改め、同表第24条第 7 号エの項中「第24条第 7 項エ」を「第24条第 8 号エ」に改め、同表第26条第 2 項で準用する第19条第 2 項、第27条、第28条第 2 項で準用する第20条第 2 項、第29条第 1 項及び第31条第 1 項の項中「第27条」を「第27条第 1 項及び同条第 2 項で準用する第19条の 2 第 2 項から第 4 項まで」に、「及び」を「並びに」に改め、同表第39条第 1 項の項中「第24条第 2 号」を「第24条第 3 号」に改め、同表第39条第 3 項の項中「第24条第 4 号、第 5 号及び第 7 号才」を「第24条第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号才」に改め、同表第41条第 1 項第 2 号の項中「第24条第 2 号」を「第24条第 3 号」に改める。

第57条の次に次の 1 条を加える。

（法対象事業に係る配慮書の案又は配慮書に対する市長の意見形成の手續）

第57条の 2 市長は、法第 3 条の 7 第 2 項の指針で定めるところに

より、同条第 1 項の配慮書（以下この条において「配慮書」という。）の案又は配慮書の送付を受けたときは、その旨を公告するものとする。

2 市長は、法第 3 条の 7 第 1 項の意見を述べるときは、審査会に対し、当該配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の意見を述べたときは、その旨を公告するものとする。

第66条を次のように改める。

（法の手続との調整）

第66条 第 2 条第 2 号ただし書の規定にかかわらず、法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者）が、法第 3 条の 10 第 1 項の規定による環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行わずに、法第 4 条第 1 項の規定による届出（同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条において同じ。）又は同条第 6 項の規定により法（法第 4 条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行おうとする場合は、当該第 2 種事業を実施しようとする者を計画段階事業者とみなして第 8 条から第 11 条まで並びに第 13 条及び第 14 条の規定を適用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 17 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する方法書を市長に提出し、又は前条第 1 項の規定により配慮市長意見見解書を市長に提出する」とあるのは「法第 4 条第 1 項の規定による届出又は

同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行う」と、同項第 1 号中「第 1 分類事業又は第 2 分類事業」とあるのは「法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業」と、同項第 2 号中「第 1 分類事業」とあるのは「法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業、第 1 分類事業」と、第 14 条第 1 項中「第 17 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する方法書を市長に提出し、又は第 12 条第 1 項の規定により配慮市長意見見解書を市長に提出する」とあるのは「法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行う」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により計画段階事業者とみなされた者が、法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行うまでの間において、第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる事項を変更した場合については、当該変更後の当該事業が第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該当するときは、前項の規定により計画段階事業者とみなされた者が行った計画段階配慮その他の手続は当該変更後に計画段階事業者となった者が行ったものとみなし、当該計画段階事業者とみなされた者について行われた計画段階配慮その他の手続は当該変更後に計画段階事業者となった者について行われたものとみなす。
- 3 前項の規定は、第 1 項の規定により第 8 条から第 11 条までの規定による計画段階配慮その他の手続を行った後に法第 4 条第 3 項第 2 号の措置がとられたことにより、第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該当することとなった場合における計画段階事業者となった者について準用する。
- 4 第 8 条から第 11 条までの規定は、法第 3 条の 10 第 1 項の規定に

よる環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の
手続を行った後に法第 4 条第 3 項第 2 号の措置がとられたこと
により、第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該当することとなった場
合における計画段階事業者となった者については、適用しない。

- 5 市長は、前項の規定により第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該
当することとなった事業について、法の定めるところに従って作
成された書類があるときは、当該書類を、法の規定に相当するこ
の条例の規定による手続を経た書類とみなすことができる。
- 6 前項の規定は、法対象事業であったものが法第 3 条の 3 第 1 項
第 2 号又は法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の修正により法対
象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業が第
1 分類事業又は第 2 分類事業に該当し、法の定めるところに従っ
て作成された書類があるときについて準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項及
び附則第 3 項の規定は公布の日から、第 8 条第 2 項の改正規定、
第57条の次に 1 条を加える改正規定及び第66条の改正規定は同年
4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市環境影響評価条例（以下「新条
例」という。）第19条の 2 の方法書説明会の開催等に係る横浜市
環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 7 条に定める技術
指針の改定に係る行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」
という。）前においても、新条例の例により行うことができる。

- 3 新条例第57条の2の法対象事業に係る配慮書の案又は配慮書に対する市長の意見形成の手續に係る条例第6条に定める配慮指針の改定に係る行為は、平成25年4月1日前においても、新条例の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 新条例第19条の2並びに第24条第2号及び第5号の規定は、施行日以後に条例第17条第1項の方法書を提出する条例第2条第4号の対象事業に係る同条第1号の環境影響評価、同条第7号の事後調査その他の手續について適用し、施行日前に条例第17条第1項の方法書を提出した条例第2条第4号の対象事業、条例附則第3項の規定により条例の相当する規定により作成された方法書とみなされた書類を提出した横浜市環境影響評価条例による改正前の横浜市環境影響評価条例(平成10年10月横浜市条例第41号。以下「平成22年条例」という。)第2条第4号の対象事業及び平成22年条例附則第4項の適用のある同項の対象事業に係る条例第2条第1号の環境影響評価、同条第7号の事後調査その他の手續については、なお従前の例による。

提 案 理 由

環境影響評価法の一部改正に伴い法対象事業に係る市長の意見形成の手續に関し必要な事項を定めるとともに、環境影響評価に係る手續を変更する等のため、横浜市環境影響評価条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市環境影響評価条例（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

（配慮書の作成等）

第8条 （第1項省略）

2 前項の規定により計画段階配慮を行った計画段階事業者は、配慮指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階配慮書（第57条の2を除き、以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（第1号から第7号まで省略）

（方法書の周知等）

第19条 事業者は、前条第1項の規定による公告の日から10日以内に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域（以下「方法書対象地域」という。）内に居住する者及び方法書対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。以下「方法書対象市民等」という。）に対し、当該方法書の概要を周知しなければならない。

（第2項省略）

（方法書説明会の開催等）

第19条の2 事業者は、第18条第1項の公告の日から30日以内に、方法書対象地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。

らない。この場合において、方法書対象地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、方法書対象地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催する場合は、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書面を、速やかに、市長に提出するとともに、方法書説明会の開催を予定する日の10日前までに、これらの事項を方法書対象市民等に周知させなければならない。

3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項の規定による周知をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第18条第1項の縦覧期間内に、方法書の概要を記載した書類の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。

4 事業者は、方法書説明会が終了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 方法書説明会の開催に関する周知結果

(2) 方法書の概要に関する周知結果

(3) 方法書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要

(準備書の作成等)

第24条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(第

59条を除き、以下「準備書」という。)を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第19条の2第4項第3号に掲げる事項

(3) (本文省略)

(2)

(4) (本文省略)

(3)

(5) 前3号の意見についての事業者の見解

(4)

(6) (本文省略)

(5)

(7) (本文省略)

(6)

(8) (本文省略)

(7)

(9) (本文省略)

(8)

(説明会の開催等)

第27条 (第1項省略)

2 第19条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により事業者は、説明会を開催する場合は、その開催を予定する日時事業者が説明会を開催する場合について準用する。この場合において、場所その他規則で定める事項を記載した書面を、速やかに、市長に提出するとともに、説明会の開催を予定する日の10日前まで、同条第2項中「方法書対象市民等」とあるのは「対象市民等」と、同条第3項中「第18条第1項」とあるのは「第25条第1項」

と、「方法書の」とあるのは「準備書の」と、同条第4項中「方法書の」とあるのは「準備書の」と読み替えるものとする。

3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項の規定による周知をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第25条第1項の縦覧期間内に、

準備書の概要を記載した書類の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。

4 事業者は、説明会が終了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 説明会の開催に関する周知結果

(2) 準備書の概要に関する周知結果

(3) 説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要
(評価書の作成等)

第 32 条 事業者は、前条第 1 項の規定による審査書の送付を受けた場合は、これを勘案するとともに、説明会での質疑及び意見並びに第 28 条第 1 項の意見が述べられたときはこれに配意して、準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。

（第 1 号省略）

(2) 第 27 条第 2 項において準用する第 19 条の 2 第 4 項第 3 号に掲
第 27 条第 4 項第 3 号
げる事項

（第 3 号から第 6 号まで省略）

（港湾環境影響評価その他の手続）

第 50 条 （第 1 項省略）

2 第 4 章から第 6 章まで（第 24 条第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号を除く。）、第 34 条、第 39 条（第 5 項を除く。）及び第 41 条の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)	
<u>第24条第3号</u> 第24条第2号	(省 略)
<u>第24条第4号</u> 第24条第3号	
<u>第24条第7号</u> 第24条第6号	
<u>第24条第8号ア</u> 第24条第7号ア	
<u>第24条第8号エ</u> 第24条第7号エ	
(省 略)	
第26条第2項で 準用する第19条 第2項、 <u>第27条</u> <u>第1項及び同条</u> 第2項で準用す る第19条の2第 <u>2項から第4項</u> まで、第28条第 2項で準用する 第20条第2項、 第29条第1項 <u>並</u> <u>びに</u> 第31条第1 項	(省 略)
(省 略)	
第39条第1項	(省 略)
	(省 略)
	<u>第24条第3号</u> 第24条第2号

	(省 略)	
	(省 略)	
第39条第3項	(省 略)	
	(省 略)	第22条から第33条まで(第24条第2号、第5号、第6号及び第8号4号、第5号及び第7号才 才 を除く。)
	(省 略)	
	(省 略)	
第41条第1項第2号	(省 略)	第24条第3号 第24条第2号
	(省 略)	

(第3項省略)

(法対象事業に係る配慮書の案又は配慮書に対する市長の意見形成の手續)

第57条の2 市長は、法第3条の7第2項の指針で定めるところにより、同条第1項の配慮書(以下この条において「配慮書」という。)の案又は配慮書の送付を受けたときは、その旨を公告するものとする。

2 市長は、法第3条の7第1項の意見を述べるときは、審査会に対し、当該配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の意見を述べたときは、その旨を公告するものとする。

(法の手続との調整)

第66条 第2条第2号ただし書の規定にかかわらず、法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者(国が行う事業に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった

あつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）、当該修正後の事業が第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該当し、法の定めるところに従って作成された書類があるときは、（者）が、法第 3 条の 10 第 1 項の規定による環境の保全のために配当該書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経慮すべき事項についての検討その他の手続を行わずに、法第 4 条

第 1 項の規定による届出（同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条において同じ。）又は同条第 6 項の規定により法（法第 4 条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行おうとする場合は、当該第 2 種事業を実施しようとする者を計画段階事業者とみなして第 8 条から第 11 条まで並びに第 13 条及び第 14 条の規定を適用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 17 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する方法書を市長に提出し、又は前条第 1 項の規定により配慮市長意見見解書を市長に提出する」とあるのは「法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行う」と、同項第 1 号中「第 1 分類事業又は第 2 分類事業」とあるのは「法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業」と、同項第 2 号中「第 1 分類事業」とあるのは「法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業、第 1 分類事業」と、第 14 条第 1 項中「第 17 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する方法書を市長に提出し、又は第 12 条第 1 項の規定により配慮市長意見見解書を市長に提出する」とあるのは「法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行う」と読み替えるものとする。

2. 前項の規定により計画段階事業者とみなされた者が、法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行うまでの間において、第 8 条第 2 項第 2 号に掲

げる事項を変更した場合については、当該変更後の当該事業が第1分類事業又は第2分類事業に該当するときは、前項の規定により計画段階事業者とみなされた者が行った計画段階配慮その他の手続は当該変更後に計画段階事業者となった者が行ったものとみなし、当該計画段階事業者とみなされた者について行われた計画段階配慮その他の手続は当該変更後に計画段階事業者となった者について行われたものとみなす。

3 前項の規定は、第1項の規定により第8条から第11条までの規定による計画段階配慮その他の手続を行った後に法第4条第3項第2号の措置がとられたことにより、第1分類事業又は第2分類事業に該当することとなった場合における計画段階事業者となった者について準用する。

4 第8条から第11条までの規定は、法第3条の10第1項の規定による環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行った後に法第4条第3項第2号の措置がとられたことにより、第1分類事業又は第2分類事業に該当することとなった場合における計画段階事業者となった者については、適用しない。

5 市長は、前項の規定により第1分類事業又は第2分類事業に該当することとなった事業について、法の定めるところに従って作成された書類があるときは、当該書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなすことができる。

6 前項の規定は、法対象事業であったものが法第3条の3第1項第2号又は法第5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業が第1分類事業又は第2分類事業に該当し、法の定めるところに従っ

市第 103 号

て作成された書類があるときについて準用する。